

## 山口県報

平成24年  
6月5日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
土地改良事業計画変更の認可（農村整備課）……………  
道路の位置の指定（二件）（建築指導課）……………  
公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（七件）（商政課）……………  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（四件）（商政課）……………



## 山口県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年六月五日

土地改良区の名称	防府市大道土地改良区	施行地区	上迫口下地区	事業の種類	ため池の整備	山口県知事	二井 関成	認可年月日	平成二四、五、二八
----------	------------	------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-----------

## 山口県告示第二百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	熊毛郡平生町大字大野北字弁上三四三の四	幅 (メートル)	五・〇	延 (メートル)	二六・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	一三七・七七
--------	---------------------	-------------	-----	-------------	------	---------------------------	--------

## 山口県告示第二百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	山陽小野田市大字都字杣尻三六二の一三	幅 (メートル)	六・〇	延 (メートル)	二二・九	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	七七・三一
--------	--------------------	-------------	-----	-------------	------	---------------------------	-------



## (二四七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年六

月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 まちサポーターズクラブ

代表者の氏名 池岡 勝正

主たる事務所の所在地 熊毛郡平生町大字平生村九〇四番地

三 定款に記載された目的

地域住民に対して、環境、まちづくり等に関する事業を行い、まちの安心・安全、美化、活性化及び福祉の向上に寄与すること。

(二四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPOメビウス

代表者の氏名 河本 博文

主たる事務所の所在地 周南市松保町八番一号

(二四九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名  
田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	株式会社サンマート	株式会社丸久
大規模小売店舗を設置する者の住所	防府市大字新田一〇二番地の三	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	原田 頼幸	田中 康男

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 デオデオ下松店・アルク下松店  
所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エディオン 所 代表者の氏名  
株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の名称	変 更 前	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン WEST	変 更 後	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン WEST
	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	友 則 和 寿	友 則 和 寿	久 保 允 誉	久 保 允 誉
	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン WEST	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン	株 式 会 社 エ デ ィ オ ン
	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	友 則 和 寿	友 則 和 寿	久 保 允 誉	久 保 允 誉

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十三年六月二十九日

(二五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田二丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
共同組合ベスト 所 代表者の氏名  
共同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 中谷 宰  
ベスト開発株式会社 " " " " 水元 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	國 廣 由 樹	変 更 後	中 谷 宰
---------	--------------------------	-------	---------	-------	-------

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十一年十月二十五日

(二五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク平生店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
熊毛郡平生町大字平生村字若浜二三六の四  
株式会社丸久 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------	-------

大規模小売店舗の名称

丸久平生店

アルク平生店

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十五日

(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ南岩国店

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 尾崎 英雄

岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号

代表者の氏名 森橋 律夫

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	パーティ・フジ南岩国	フジ南岩国店

四 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

山口県知事 二井 関 成

四

(二五四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	パーティ・フジ柳井	フジ柳井店

四 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

山口県知事 二井 関 成

(二五五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 大内 健二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	ヴェスタ新南陽店	フジ新南陽店

四 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

(二五六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

駐輪場の位置

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

変更年月日

平成二十四年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後一時二〇分まで	午前八時三〇分から午後一時二〇分まで
駐車場の自動車の出入口の数		五箇所	六箇所

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

(二五七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 デオデオ下松店・アルク下松店  
 所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名  
 株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉  
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から翌日の午前零時二〇分まで	午前八時三〇分から翌日の午前零時二〇分まで

三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日  
 平成二十四年四月二十六日  
 変更年月日  
 平成二十四年四月二十七日

(二五八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク光井店  
 所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名  
 山口県知事 二井 関 成

株式会社丸久  
 防府市大字江泊一九三六  
 田中 康男

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後一時三〇分まで	午後八時三〇分から午後一時三〇分まで

三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日  
 平成二十四年四月二十六日  
 変更年月日  
 平成二十四年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 光ショッピングセンターベスト  
 所在地 光市島田二丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 代表者の氏名  
 共同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 中谷 幸  
 ベスト開発株式会社 " " " " 水元 清治

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後一時三〇分まで	午後八時三〇分から午後一時三〇分まで

三 変更に係る事項の概要

四 届出年月日  
 平成二十四年四月二十六日  
 変更年月日  
 平成二十四年四月二十七日

(二五九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村字若浜二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	午前九時三〇分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	午前九時から午後一時二〇分まで	午前八時三〇分から午後一時二〇分まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	午前九時から午後一時二〇分まで	午前八時三〇分から午後一時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年四月二十六日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十七日

平成二十四年六月五日印刷

発行所

山口県知事